

平成30年7月13日

お客さま各位

中日本高速道路株式会社 八王子支社

## 事業協同組合への加入の勧誘に関する注意

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ETCコーポレートカード利用約款第24条第1項第二号におきまして、事業協同組合が、カード利用事業のみを説明して加入の勧誘をしたときは、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部について割引を停止すると定めているところですが、先般一般企業のお客さまより、「当該条項に該当する勧誘を行っている組合がいる」とのお申し出がありました。

また、番号非通知の電話で弊社を騙り、一方的に弊社のETCコーポレートカードを利用するよう勧誘をしている事案も確認しております。

貴組合で上記のような勧誘はなされていないことと存じますが、組合加入の勧誘に際しましては、約款を遵守して頂きますようお願い申し上げます。

また、他の協同組合による貴組合員への執拗な勧誘、その他勧誘に関する情報等がありましたら、当社へご連絡いただけますよう合わせてお願い申し上げます。

今後とも、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

敬 具

### ETCコーポレートカード利用約款（抜粋）

第24条 窓口会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部について割引を停止するものとします。

二 契約者が事業協同組合である場合において、当該事業協同組合が、カード利用事業のみを説明して加入の勧誘をしたとき、又は大口・多頻度割引の内容を明示せずに、当該事業協同組合が設定する割引内容の説明のみをもって加入の勧誘したとき、若しくは、当該事業協同組合又はそのカード利用者が第三者にこれらと同様の行為をさせたとき。

#### 【お問い合わせ先】

中日本高速道路株式会社 八王子支社  
ETCコーポレート係  
TEL：042-691-8261